

法令用語上の「補導」の概念について

(以下、少年補導センターの在り方等に関する研究会「少年補導センターの在り方について」より抜粋)

6 補導の概念

資 6 - 1 - 1 一般的な補導の概念

- (1) 少年などを正しい方向にたすけ、みちびくこと。

【広辞苑 岩波書店】

- (2) 正しい方向に忠告し、指導すること。

【類語国語辞典 角川書店】

- (3) 手をかしてよい方へと導くこと。

【国語辞典 清水書院】

資 6 - 1 - 2 法律上の「補導」の概念

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

【第 3 8 条第 2 項】

少年指導員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興業場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。）に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。

飲酒又は喫煙をしている少年、家出した少年その他補導を要すると認められる少年について、その少年の健全な育成に資するため、必要な指導及び助言を行い、又は当該少年の保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、少年を現に看護する者をいう。第三号において同じ。）に対し、必要な連絡を行う活動 【少年指導委員規則第 4 条第 1 項第 1 号】

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

【第 2 8 条第 1 項】

公安委員会は、暴力団から離脱する意思を有する者（以下この条において「離脱希望者」という。）その他関係者を対象として、離脱希望者を就

業関係に円滑に適応させることの促進、離脱希望者が暴力団から脱退することを妨害する行為の予防及び離脱希望者に対する**補導**その他の援護その他離脱希望者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則

【第27条第1項第5号】

離脱希望者が暴力団から離脱するため社会を構成する一因としての自覚をもち、就業環境に適応するため自らその能力を開発する努力を行うことについての指導、警察職員が職務上暴力団員と面談する機会を得た場合におけるその者の離脱の意思の確認及び当該暴力団員が離脱の意思を有する場合におけるその者の暴力団からの円滑な離脱のための助言その他必要な**補導**を行うこと。

社会復帰に際しての心構えの指導、国又は地方公共団体が実施する生活扶助その他の保護制度について教示すること等である。

【平成5年7月28日付警察庁丙暴発第10号】

(3) 少年法

【第25条第2項第3号】

家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 遵守事項を・・・命ずること。
- 二 条件を付けて・・・引き渡すこと。
- 三 適当な施設、団体又は個人に**補導**を委託すること。

少年の健全育成に必要な教育、援助活動の総称である。

【「注釈少年法」 田宮裕、広瀬健二編 有斐閣】

(参考 家庭裁判所調査官の試験観察中の措置)

民間の篤志家に少年を委託し、民間の社会資源の長所を生かした家庭的な処遇を行いながら、少年の行動等を観察しようとするもの。

(4) 売春防止法

【第17条】

第5条の罪を犯した満20歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁固につきその執行を猶予するときは、その者を**補導**処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人**補導**院に収容し、その厚生のために必要

な補導を行う。

施設に収容し、規律ある生活のもとで在院者を社会生活に適応させるために、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚させ、家事その他の基礎的教養を授け、その情操を豊かにさせるとともに、勤労の精神を身につけ、その他自主自立の精神を体得するようにすること。 【「特別刑法詳解」 小宮高彦著 日本評論新社】

(5) 少年院法

【第4条第1項】

少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

- 一 初等少年院においては、・・・必要とする教科
- 二 中等少年院及び・・・高等専門学校に準ずる教科
- 三 医療少年院においては、・・・必要とする教科

職業的知識、技能を付与及び職業観、勤労態度等を涵養する教育をいう。 【法務省研修教材「少年院法」法務省矯正局監修】

(6) 犯罪者予防法

【第36条第1項第4号】

保護観察において行う補導援護は、左に掲げる方法による。

- 一 教養訓練の・・・助けること。
- 二 医療及び・・・助けること。
- 三 宿所を・・・助けること。
- 四 職業を補導し、就職を助けること。
- 五 環境を・・・調整すること。
- 六 厚生を遂げる・・・帰住を助けること。
- 七 社会生活に・・・生活指導を行うこと。
- 八 その他本人の・・・措置を採ること。

本人が持っている職業上の知識、技能、態度等をより向上させることを目指してなされる教育、援助活動の総称で、職業についての知識、情報の伝達や提供、職業生活上必要な勤労意欲の助長などが含まれる。 【「注釈犯罪者予防更正法」法務省保護局編集・発行】

(7) 船員職業安定法

【第6条第4項】

この法律で「部員職業補導」とは、部員になろうとする者に対し、部員の職業に就くことを容易にさせるために、救命艇おろし方、ボイラー取扱法、救急法、海事用語、船内紀律その他海上労働において必要な基本的且つ実用的知識及び技能を授けることをいう。

資6 - 1 - 3 少年警察における「街頭補導」の概念

少年警察活動規則第7条第1項（街頭補導）

街頭補導（道路その他公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、第2条第5号から第8号までに掲げる少年を発見し、必要に応じてその場で、これらに第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項又は第16条に規定する措置をとる活動をいう。以下同じ。）は、自らに身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

第2条第5号から第8号までに掲げる少年

- 1 非行少年・・・ 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- 2 不良行為少年・・・ 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（以下「不良行為」という。）をしている少年をいう。
- 3 被害少年・・・ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
- 4 要保護少年・・・ 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。

第12条第1項（非行少年についての活動）

非行少年については、刑事事件の捜査及び刑事事件以外の事案について少年法又は児童福祉法に基づく措置をとるため必要な調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、

本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

第13条第1項（不良行為少年についての活動）

不良行為少年を発見したときは、当該不良行為についての注意、その後の非行を防止するための助言又は指導その他の補導を行い、必要に応じ、保護者（学校又は職場の関係者に連絡することが特に必要であると認めるときは、保護者及び当該関係者）に連絡するものとする。

第14条第1項（被害少年についての活動）

被害少年については、適切な助言を行う等必要な支援を実施するものとする。

第16条（要保護少年についての活動）

要保護少年については、児童福祉法第25条に基づく児童相談所等への通告又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。